千曲市告示第１０７号

千曲市まちづくりアドバイザー要綱を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市まちづくりアドバイザー要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が直面する課題及び長期戦略を必要とする課題（以下「政策課題」という。）の解決に資するため、専門分野の学識経験者をまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱することについて、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　アドバイザーは、政策課題その他必要な事項に関し、市長の求めに応じ大局的見地から助言、職員への研修、必要に応じて広く市民を対象とする啓発活動を行う。

（委嘱）

第３条　アドバイザーは、政策課題の解決に必要な専門知識、経験を有する者を市長が委嘱する。

（任期）

第４条　アドバイザーの任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（報償費及び費用弁償）

第５条　市は、アドバイザーに対し報償費及び費用弁償を支給することができる。

（守秘義務）

第６条　アドバイザーは、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年11月20日から施行する。